

商 品 概 要 説 明 書

館林信用金庫

1. 商品名	納税準備預金
2. ご利用いただける方	個人及び法人の方
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	随時預入れできます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	原則として、預金者(又は同居の親族)の租税納付にあてる場合に払戻しできます。 但し、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しできます。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	当金庫所定の店頭表示利率を適用します。 但し、租税納付以外の目的で払戻す場合は、払戻日が属する利息計算期間中の利息は普通預金の利率によって計算します。 年2回(3月、9月の当庫所定の日)口座に入金いたします。 付利最低残高 1,000円、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 課税方法	税金はかかりません。 但し、租税納付以外の目的で払戻す場合は、個人の方は、20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)、法人の方は総合課税となります。 ※ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315%(国税15.315% 地方税5%)
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	—
11. 中途解約時の取扱	—
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 第一東京弁護士会 03-3595-8588 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員の場合次のとおり取扱できます。 租税納付以外の目的でも払戻しできます。 租税納付以外の目的で払戻した場合、利息は普通預金の利率により計算されます。 但し、払戻し額が一定額以下のときは税金はかかりません。